下請法・下請振興法改正法の概要

（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律）

新名称：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
「受託中小企業振興法」

公正取引委員会
中小企業庁

現行下請法の概要

■ 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和３１年制定）。
■ 法目的は、**下請取引の公正化**と**下請事業者の利益保護**。

下請法の適用対象

＜①取引の内容＞

製造委託　修理委託　情報成果物作成委託　役務提供委託

＜②資本金区分＞

物品の製造・修理委託の場合	親：資本金3億円超	下請：資本金3億円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超3億円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)
情報成果物作成・役務提供委託の場合	親：資本金5千万円超	下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超5千万円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき等

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和６年６月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Ｇメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、**下請法改正の検討等を行う**。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和６年６月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、**下請代金法の改正についても、検討する**。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和６年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、**下請法について**、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、**改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す**。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和６年７月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計６回の会合を開催し、**令和６年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表**

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、**「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要**。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」**の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、**価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していく**ことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、**下請法の改正を検討**してきた。

施行期日

令和８年１月１日

下請法の改正事項の概要

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第５条第２項第４号関係】

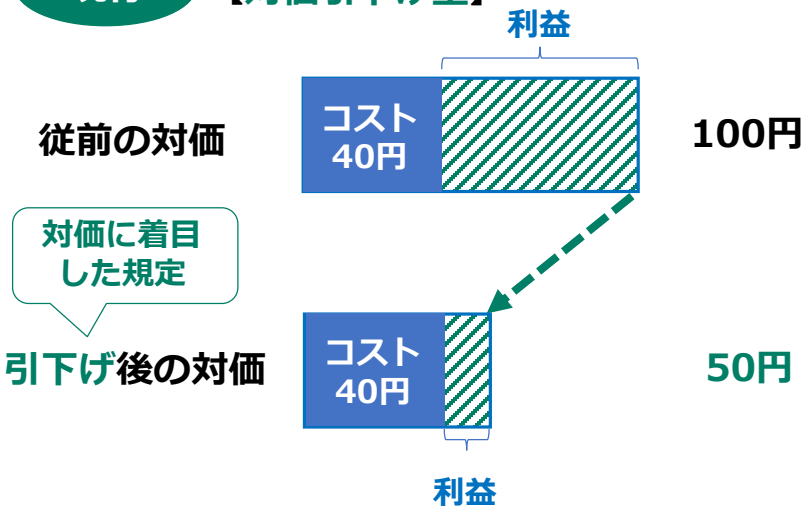
改 正 理 由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

改 正 内 容

◆ 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

現行 【対価引下げ型】



改正法 【コスト上昇型】



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第５条第１項第２号関係】

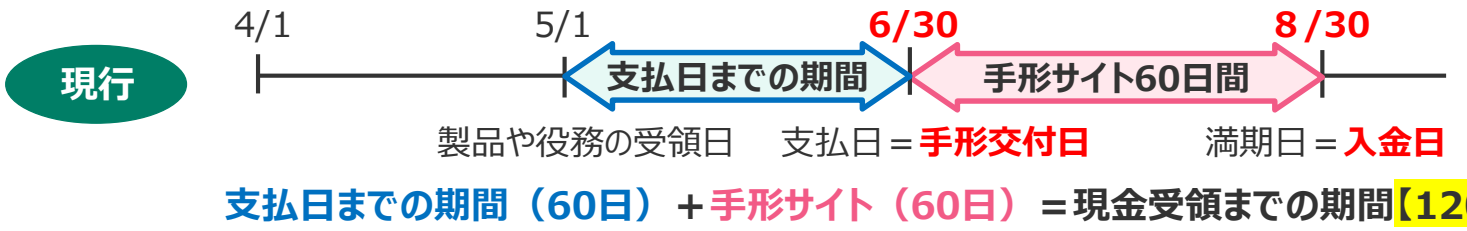
改 正 理 由

➢ **支払手段として手形等を用いる**ことにより、**発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習**が続いている。

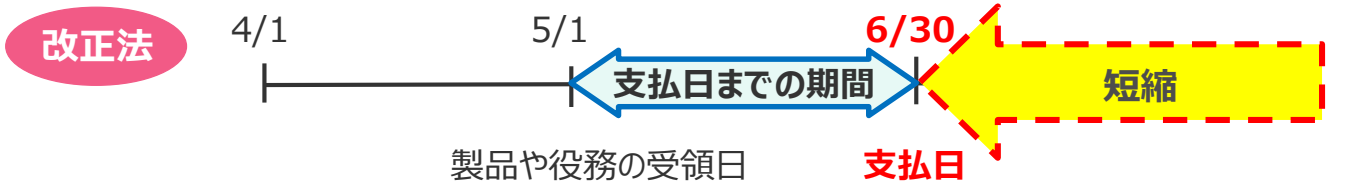
改 正 内 容

◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。

◆ 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない**こととする。



支払日までの期間（60日）＋手形サイト（60日）＝現金受領までの期間【120日】



支払日までの期間（60日）＝現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第２条第５項、第６項関係】

改 正 理 由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改 正 内 容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第２条第８項、第９項関係】

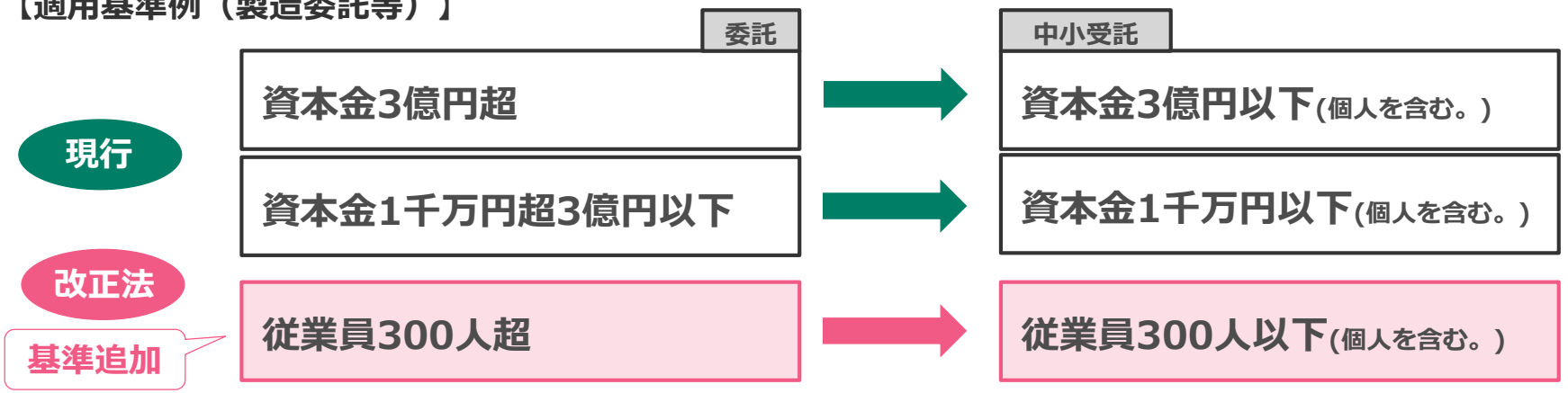
改 正 理 由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない**例がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改 正 内 容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

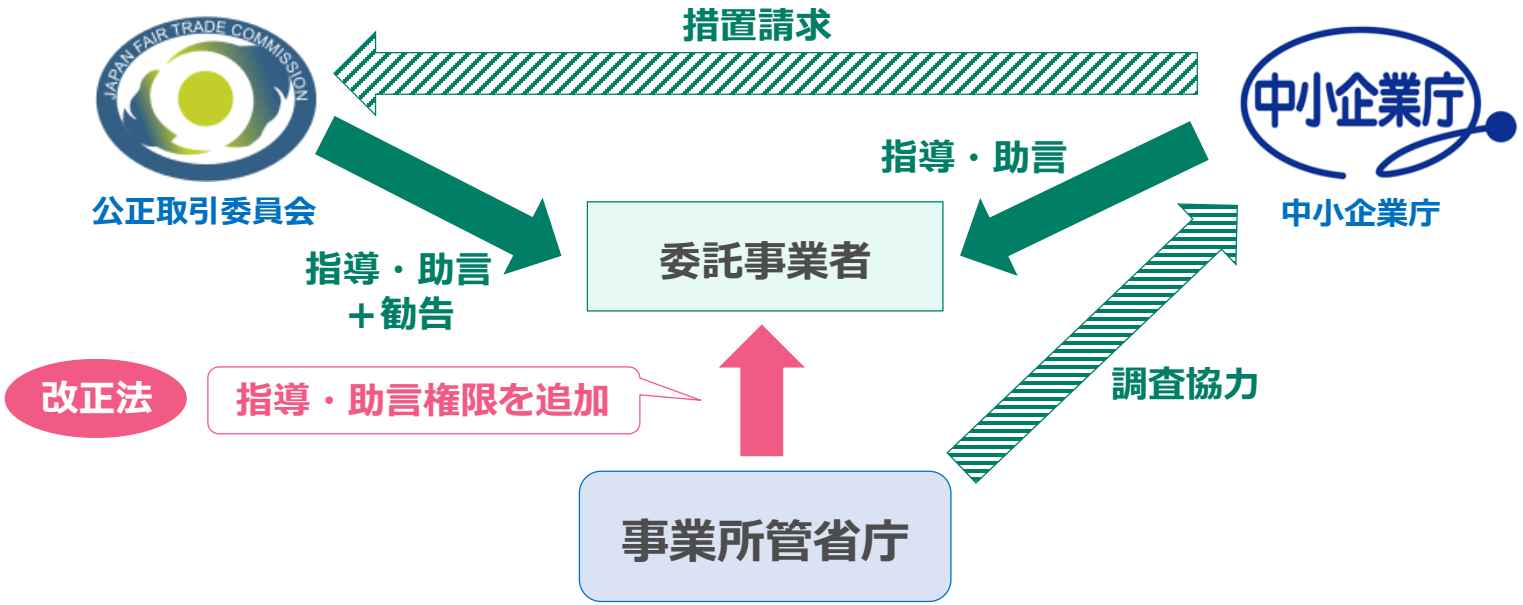
⑤ 面的執行の強化【新第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】

改 正 理 由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改 正 内 容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。



下請法の改正事項の概要

⑥「下請」等の用語の見直し【題名、新第２条第８項、第９項関係】

改正理由

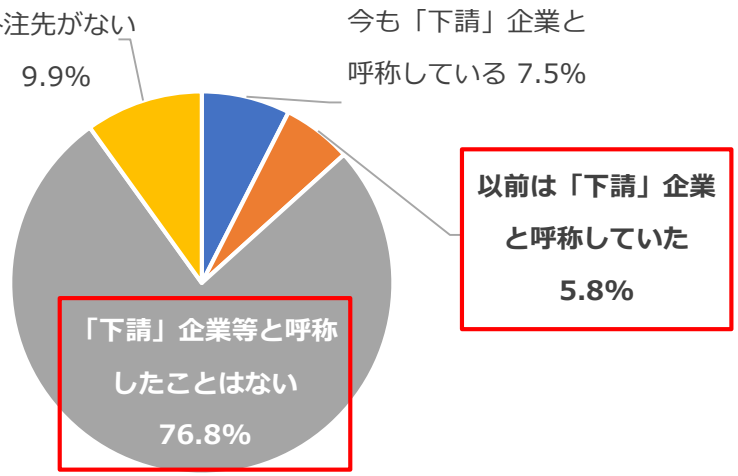
- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている**。

改正内容

- 用語について、**「親事業者」を「委託事業者」 、「下請事業者」を「中小受託事業者 」 、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正**する。
- 法律の題名も、**「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正**する。

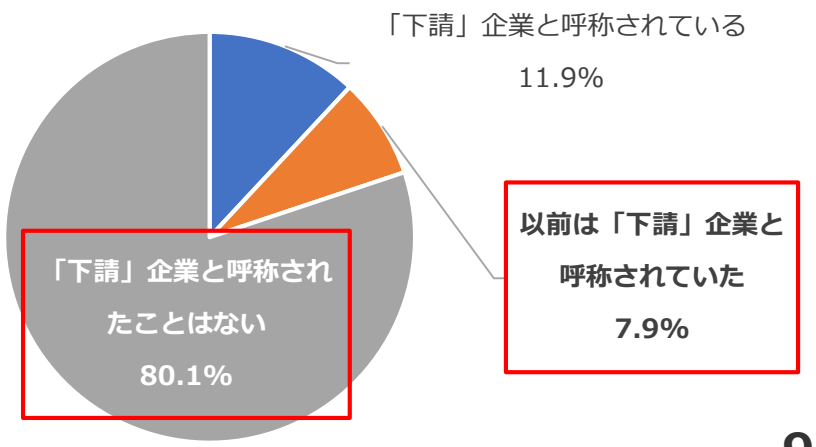
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
（n=3,583）

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
（n=3,583）

【受注者としての声】



（出所）中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

下請法の改正事項の概要

⑦ その他の改正事項

改 正 理 由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない**。
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる**。
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない**。
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうかが規定上明確となっていない**。

改 正 内 容

- 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。 **【新第２条第１項関係】**
- 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。 **【新第４条関係】**
- **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。 **【新第６条第２項関係】**
- **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。 **【新第10条関係】**

現行下請振興法の概要　※下請中小企業振興法(1970年制定)

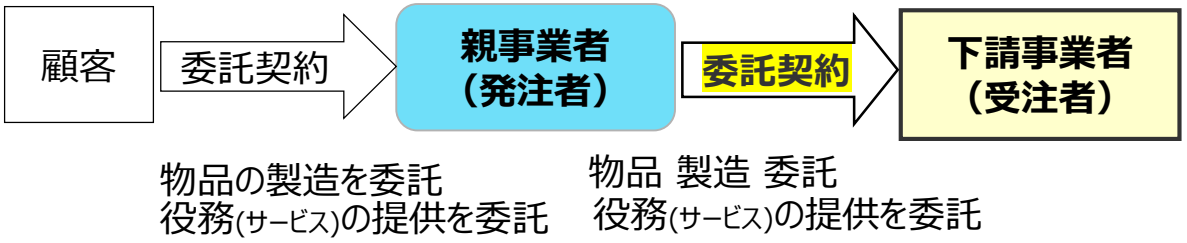
1．趣旨・目的

■ 下請関係を改善し、**下請中小企業の振興**を図るための法律。

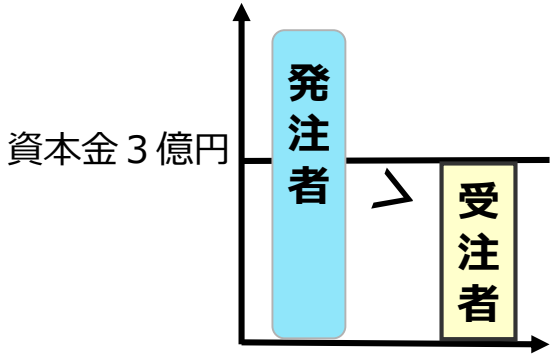
2．適用対象

■ （1）＋（2）を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

（1）委託契約類型（下請法と同様）



（2）資本金（下請法より広い）



3．具体的な措置

① **経済産業大臣が「振興基準」※を定める**。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（29業種・79団体）

（例：「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」 等）

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言**。

③ **調査、公表**　（例：価格交渉・転嫁の状況の**「企業リスト」**（延べ**985**者）を、社名入りで公表）

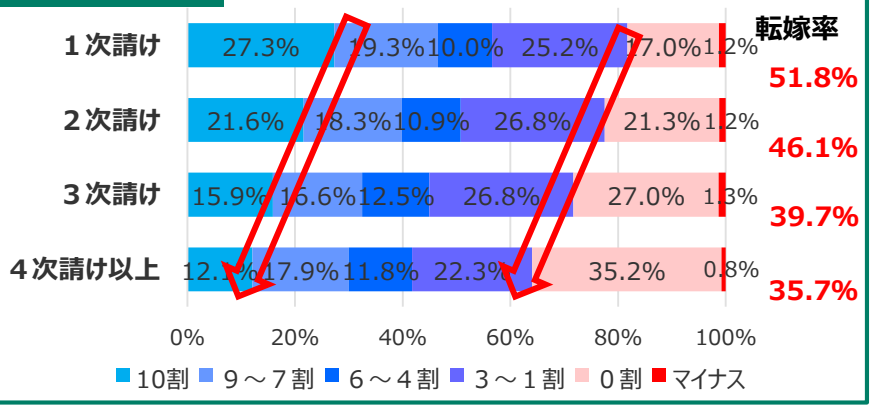
④ 下請企業と親企業が協力して作成する**「振興事業計画」**について、金融支援。

下請振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。**（価格交渉促進月間（2024年9月）結果）
- **直接の取引先を越えて**、1つ先、**「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない**商習慣。

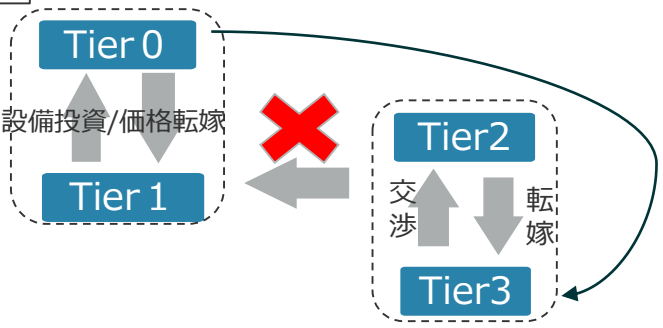
※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

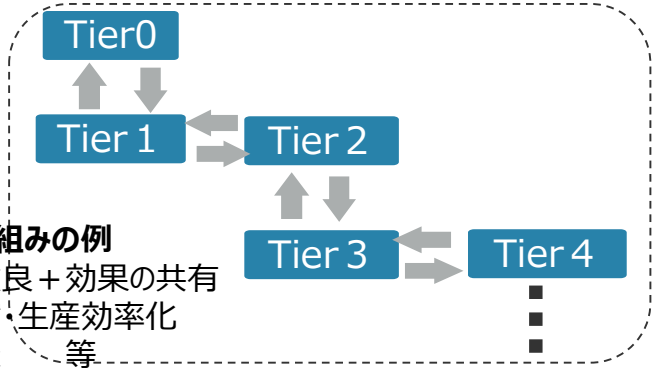
【第５条関係】

現行法　**支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ**



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に



※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良＋効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄　等

◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**２以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

下請振興法の改正事項の概要②（国・地方公共団体の責務規定新設）

課題②（地方公共団体における取引適正化対策）

➢ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要**。

＜取組例＞

①パートナーシップ構築宣言（発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社）の普及のために**経済団体との協定**締結

②宣言企業への補助金加点等のインセンティブ

③**価格交渉セミナー**の実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組

「第５回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和５年12月）」 経産省資料



改正内容②（国・地方公共団体の責務規定新設）

【新第23条関係】

◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

下請振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- **下請Ｇメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、**主務大臣による指導・助言**を実施。
 ⇒ **取引方針が改善される等、一定の効果**あり。

- 他方、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。
 ⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分**な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

【第４条関係】

◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）**ことができる旨を規定。
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。**

※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④（適用対象の追加）

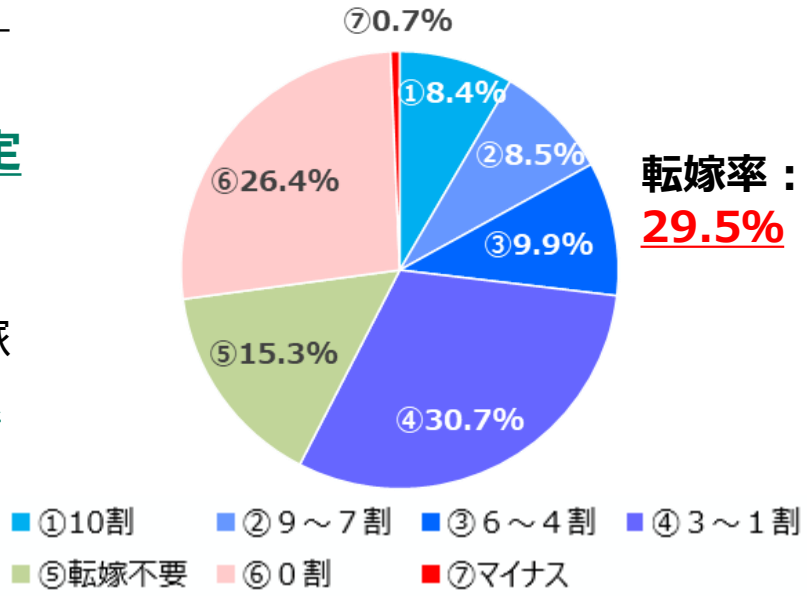
課題④（ⅰ発荷主-元請運送事業者の取引、ⅱ資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- **トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位**であり（価格交渉促進月間（2024年９月））、商流の源（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。

 ⇒ **運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要**。

- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、**資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。**

※トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



改正内容④（適用対象の追加）

【新第２条第１項第６号、第４項、第５項関係】

◆ **①発荷主-運送の取引**（下請法と同様）**②従業員の大小関係がある委託事業者**（下請法より広い）を追加。

⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、**支援または指導・助言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

下請振興法の改正事項の概要⑤（「下請」という用語の改正）

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第１条、第２条等関係】

◆「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」　⇒**「受託中小企業」**

「親事業者」　⇒**「委託事業者」**

「下請中小企業振興法」⇒**「受託中小企業振興法」**